

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	中央制御室に設置のタービン建屋換気空調系冷却装置制御盤監視用テレビモニタ装置の画面に映像不可が認められたため、当該装置を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	廃棄物処理建屋2階西側エリアの天井部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	3号機	3、4号機排気筒モニタ機器収納小屋の入口扉に開閉動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	GⅢ	
4	3号機	変圧器防災装置のウォーターハンマー緩衝装置のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
5	3号機	廃棄物処理系廃スラッジサージタンク（機器ドレン系）用レベルスイッチに動作不良（ポンプ自動停止レベルに達しても停止せず）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	GⅢ	
6	3号機	廃棄物処理系廃スラッジサージポンプ（機器ドレン系）の入口洗浄弁に開動作不良（手動操作しても開動作せず）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
7	3号機	タービン補機冷却系の定例サンプリング実施後、同系サージタンクレベルの低下傾向（同系ポンプ出口サンプリング弁の閉操作不備によるものと推定）が認められたため、当該弁を全閉操作及び対応検討	GⅡ	
8	4号機	主復水器細管洗浄装置のボール捕集器（C）出口弁他7台の点検において、弁棒・フランジ面・ガスケットシール面に腐食及びスプリングの損傷が認められたため、弁棒他の腐食部を修理及びスプリングを交換	GⅢ	
9	4号機	非常用ディーゼル発電設備用補機冷却海水系のタービン建屋6.9kV高圧電源盤室空調機冷却水出口弁の点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を修理	GⅢ	
10	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器（A）出口弁他12台の点検において、出入口側の配管フランジ部に腐食が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
11	5号機	復水脱塩装置制御用タイマ設定装置の点検において、タイマリレー（4台）及びタイマ切替えスイッチ（1台）に動作不良が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
12	5号機	事故後サンプリング装置用回収ラック内の気体サンプル採取機構部の点検において、同機構部の電磁弁（4台）にエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	GⅢ	
13	5号機	事故後サンプリング装置用回収ラック内の窒素ガスボンベ減圧装置の点検において、減圧弁に動作不良が認められたため、当該弁を交換	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	第4給水加熱器（A）ドレンレベル調整弁の点検において、駆動用減圧弁よりエアリークが認められたため、当該減圧弁を交換	G III	
15	5号機	主蒸気系湿分分離器ドレンタンク（2）用レベル調整弁の点検における駆動部組立作業の際に、内部部品のネジ部が折損したため、当該部品を交換	G III	
16	5号機	タービン建屋換気空調系5、6号機6.9kV高圧電源盤室空調機（AH6-13B）の点検において、同空調機のドレン配管に折損が認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
17	5号機	試料採取系の高圧復水ポンプ出口温度制御装置他（2台）の点検において、各制御装置の制御部に供給電圧の出力不良が認められたため、当該制御部を交換	G III	
18	5号機	試料採取系の原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A・B）出口サンプル温度制御装置（2台）の点検において、各制御装置の制御部に動作不良が認められたため、当該制御部を交換	G III	
19	5号機	主高圧タービンのズルダイヤフラム（上半）浸透探傷検査において、第2段水平面他に指示模様が認められたため、当該部を修理	G III	
20	5号機	復水系空気抽出器ループシール水レベルスイッチの点検において、レベル検出用フロートに損傷が認められたため、当該フロートを交換	G III	
21	5号機	復水系空気抽出器入口蒸気圧力制御弁の点検において、同圧力制御弁駆動部下部フランジ部よりエアリークが認められたため、当該部のパッキンを交換	G III	
22	5号機	「5号機タービン潤滑油購入の計画ならびに実施について」の承認書において、承認権限の間違い（所長の承認を得るべきところ部長の承認を得ていた）が、発注手続き前に確認されたため、所長承認を得て発注手続きを実施	G III	
23	5号機	屋外の主変圧器付近において、変圧器防油堤のコンクリートのはつり作業を実施していた作業員が、顔についたコンクリートの削り粉を洗顔したところ、両目に充血が見られたことから、発電所内の健康管理室で治療（洗眼）した後、業務車両にて病院（眼科）へ搬送し、診察を受けたため、対応検討	G II	
24	6号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用潤滑油プライミングポンプカバー部より油のリーク（2秒間に1滴程度、サンプへ流入）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
25	集中環境施設	プロセス主建屋3階の電気温水器給湯循環ポンプ（B）のケーシング部より温水のにじみが認められたため、当該ポンプを点検・修理	G III	
26	集中環境施設	補助蒸気系の濃縮洗濯廃液乾燥機蒸気入口元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
27	その他	発電所構内電気品倉庫に保管中の2号機主要変圧器の圧力計器取付用配管フランジ部の閉止板より絶縁油（PCBを含む）の微量リーク（約5～6cc）が認められたため、当該部を修理及び対応検討	G II	
28	その他	他電力の原子力発電所における「高圧ガス保安法」に基づく手続き不備事象を受けて行った調査により、手続き不備の疑い（6件）が確認されたため、対応検討	G II	